

提 言 書 (案)

提 言 1 健康寿命日本一の実現について

《提言の背景》

- ・インターネット等により様々な情報を簡単に入手できる現状の中で、健康づくりに関する情報発信に際しては、受け手の記憶に残るような創意工夫が必要である。
- ・県内でも各自治体が創意工夫をこらしながら住民の健康づくりに向けた取組を推進していることから、健康づくりに関する取組事例等の情報共有をさらに進めるなど、自治体間の連携の強化を図ることが重要である。
- ・地域の課題に応じた効果的な施策の実施のためには、各自治体ごとの健康づくりに関するデータを幅広く提供し、それらの活用を促進していくことが大切である。
- ・特定健診の受診率が伸び悩んでいる状況にあることから、改めて健診の必要性について普及・啓発するとともに、受診しやすい環境づくりに向けた取組が必要である。
- ・高齢者の生きがいづくりのための活動、いわゆる通いの場については、その運営方法についても様々であるが、持続可能性の観点から地域住民による自主的な運営が望ましいことから、行政支援から自主運営への円滑な移行を見据えた取組が必要である。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 健康づくり県民運動の推進について

- ① 情報を届けたいターゲット層を意識し、年齢や性別等に応じた効果的な情報発信を行うこと。
- ② 健康づくりに関する自治体間の連携強化を図ること。
- ③ 自治体毎の健康づくりに関するデータを幅広く提供すること。

【具体的な方策】

(①に対応する具体的な方策)

- ・ 受け手の年齢や性別等により、情報を得るための媒体や入手したい情報は様々であることから、「健康づくりに関する調査」や「県民意識調査」の結果等を踏まえ、県民のニーズや効果的な広報のあり方を的確に把握することが重要である。
- ・ ICTを活用したウォーキングイベントの開催やデジタル教材による学習機会の提供などの取組により、情報発信におけるデジタル化を推進する必要がある。

(②に対応する具体的な方策)

- ・ 「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」における健康づくりの取組に関する好事例の情報共有や、各地域で活動する健康づくりの推進員等による活動事例発表会を充実させるなど、自治体間の連携を強化する必要がある。

(③に対応する具体的な方策)

- ・ 健康づくりに関する市町村毎の指標やデータを比較・分析し、公表することにより、現状の把握や、今後取り組むべき施策の明確化につながることから、有用なデータを幅広く提供する取組を進めていくことが重要である。

(2) 特定健診・がん検診の受診の促進について

① 特定健診の受診率向上に向けた対策を強化すること。

【具体的な方策】

- ・ 被用者保険における被扶養者の特定健診受診率が低い状況にあるため、各医療保険者やかかりつけ医・歯科医師・薬剤師等との連携や、商工団体を通じた事業主への働きかけに加えて、テレビCM等も活用した被扶養者の受診率向上につながる広報活動を強化する必要がある。
- ・ 特定健診とがん検診の同時実施や、健（検）診実施機関の拡大など、受診者が健（検）診を受けやすい環境を整備する必要がある。
- ・ 受診率が高い都道府県がどのような取組や工夫を行っているか調査・分析を行い、その結果を参考にして受診率向上に資する方策を検討する必要がある。

(3) 高齢者の健康維持と生きがいつくりの推進について

① 住民主体の通いの場の拡充のため、引き続き市町村支援に取り組むこと。

【具体的な方策】

- ・ 高齢者の生きがいつくりの場、いわゆる「通いの場」については、各市町村においてその地域の実情に応じて形成・運営されている状況にあるが、住民主体の通いの場の拡充に向けて、市町村との連携を強化することが重要である。

提 言 2 安心して質の高い医療の提供について

《提言の背景》

- ・ コロナ禍におけるワクチン接種に当たり、多くの潜在看護師からの登録があったことから、このような貴重な医療人材に今後も看護師として業務に従事してもらえるような施策の展開が求められている。
- ・ 県内に勤務する若い医師が専門研修等をきっかけとして県外へ出て行く場合が多いことから、県内定着に向けた方策の更なる検討を進めていく必要がある。
- ・ 医療人材の不足や地域偏在を補うため、デジタル技術を活用したオンライン診療モデル構築に係る実証への支援等が進められているが、画像診断や在宅相談対応などを含めた体制の整備を進めることが重要である。
- ・ 新興感染症に対応できる医療提供体制を確保する上においては、人材の育成や確保に加えて、あらかじめ流行拡大期等に活用できる病床の確保等について取り決めておく必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 医療を支える人材の育成・確保について

- ① 潜在看護師等の確保に向けた取組を強化すること。
- ② 医療人材の県内定着に向けた支援策の充実を図ること。

【具体的な方策】

(①に対応する具体的な方策)

- ・ 看護職の求職者について、若い世代や一定のブランクを有する人なども含めて広く確保していく必要があることから、ナースセンターへの求職申込等の利用に当たっては、ホームページやアプリを効果的に活用するなどデジタル化を進める必要がある。

(②に対応する具体的な方策)

- ・ 若い医師が、専門研修等をきっかけとして本県を離れてしまうケースも見受けられることから、県外や海外への研修などの医師のキャリアアップのための支援を充実させ、県内定着を促進する必要がある。
- ・ 医師の県内定着への一助とするため、医師の業務負担の軽減が図られるよう、例えば医療秘書の配置の促進等について検討をすることが重要である。

(2) 地域医療の提供体制の整備について

- ① オンライン診療の普及に向けた取組を促進すること。

【具体的な方策】

- ・ オンライン診療の普及に当たっては、まずはへき地や無医地区などの医療資源

の乏しい地域の住民に対して適切な医療を提供するための取組を進めていく必要がある。なお、その際、県外医療機関の安易な参入等により、地域医療の維持が困難となるような事態に陥ることのないように留意することが必要である。

- ・ オンライン診療において画像診断が必要な場合を想定して、鮮明な画像を関係者間で共有できる機器の導入等を支援することも必要である
- ・ 特定保健指導における看護師等の相談業務について、自宅に居ながらにして対応できるような環境整備を進めることが重要である。

(3) 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保について

- | |
|---|
| <p>① 新興感染症に迅速かつ的確に対応できる医療提供体制を強化するための取組を促進すること。</p> |
|---|

【具体的な方策】

- ・ 今年度から秋田大学に開設する「秋田感染症コアセンター」における感染症専門人材の養成等への支援を継続するほか、次期医療保健福祉計画においては、感染症の流行拡大期等を想定した病床のあり方について検討をするなどして、感染症医療提供体制の強化を図る必要がある。

提 言 3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化について

《提言の背景》

- ・全国的にホームヘルパーの高齢化が進んでおり、4人に1人は65歳以上の高齢者となっている状況にあることから、その後進の育成に向けた支援の充実が求められている。
- ・介護職員の中には、燃え尽き症候群（いわゆるバーンアウト）に陥る人が多いと言われており、心のケアについて注意を払う必要があることから、既存のストレスチェックなどによる職場におけるメンタルヘルス対策のほかに、本人が自分の状態を適切に把握できるような方策を検討することが重要である。
- ・生産年齢人口の減少等に伴い、介護・福祉分野の人材確保が困難になることが見込まれていることから、業務の効率化について検討を進めていく必要がある。
- ・医療や介護、生活支援が必要な高齢者等が、質の高いサービスを切れ目なく受けられるよう、医療・介護・福祉の連携を促進していく必要がある。
- ・高齢化等に伴い、認知症の人は増加することが見込まれており、本人と家族の意思を尊重した支援の充実が求められている。
- ・令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、医療的ケア児への支援の重要性が高まっている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 介護・福祉人材の育成・確保と労働環境の改善の促進について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 高齢化するホームヘルパーをはじめとした介護職員の後進育成のための環境整備を促進すること。② 介護職員の心のケアが適切になされるような取組を促進すること。③ 職員の負担軽減や業務の効率化に向けた取組を促進すること。 |
|--|

【具体的な方策】

(①に対応する具体的な方策)

- ・ ホームヘルパー等の処遇の改善に加えて、働きながら資格を取得してスキルアップできるようなサービス制度や、資格取得に要する費用の支援、キャリアアップ支援等を行った取組を評価・認証する「介護サービス事業所認証評価制度」の一層の普及を図ること等を通じて、後進を育成しやすい環境を整備する必要がある。

(②に対応する具体的な方策)

- ・ 介護職員へ適切な心のケアを行うためには、介護職員が現に抱えているストレスの原因や、離職の理由等について適切に把握するための取組を促進することが重要である。
- ・ 法律に基づく職場におけるストレスチェックのみではなく、他者に知られずに自分だけが自身の心の状態を把握することができる「セルフ・アセスメント」を取り入れることが重要である。

(③に対応する具体的な方策)

- ・ 介護職員の労働環境を改善する観点から、介護ロボットやICTの導入に向けた支援を引き続き実施する必要がある。介護職員が行っている業務には、身体介護など専門性の高いものから、食事の配膳や清掃など高い専門性を必要としない業務まで幅広いことから、分業による効率化という視点も含めた負担軽減のための方策について検討をする必要がある。

(2) 医療・介護・福祉の連携の促進について

① サービスを受ける側の立場に立った医療・介護・福祉の連携を促進すること。

【具体的な方策】

- ・ 医療・介護・福祉の分野においては、専門職間の連携はもとより、患者本人やその家族による重要な意思決定を伴う場面もあることから、サービスを提供する側のみではなく、サービスを受ける側の考えや意見に基づいた連携のあり方を検討する必要がある。

(3) 認知症の人と家族を地域で支える体制づくりについて

① 認知症の人やその家族が、本人の状態を適切に把握した上で、自らの判断に基づきながら生活できるような取組を進めること。

【具体的な方策】

- ・ 家族が認知症の人の日常生活にどのような支障が生じているかを理解し、本人の認知症の程度を把握することが大切であり、日々の生活を送る上で必要なことを本人や家族が判断できるようにするとともに、当事者の判断が尊重されるような取組を検討する必要がある。

(4) 障害者の地域生活と社会参加に向けた環境づくりについて

① 医療的ケア児とその家族に対する総合的な支援体制の整備を促進すること。

【具体的な方策】

- ・ 今年度開設された「秋田県医療的ケア児支援センター」において、専門的知見を踏まえた助言や情報提供等による相談支援の充実を図るほか、それらの支援を総合調整するコーディネーターの養成を行うこと等を通じて、医療的ケア児やその家族が身近な地域で安心して暮らせるような環境整備を促進する必要がある。
- ・ 医療的ケア児の成長記録や治療経過、災害時に必要な情報等も含めた情報共有が可能となるよう、「キッズ・ナラティブブック秋田」のシステム構築を促進する必要がある。

提 言 4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現について

《提言の背景》

- ・自殺の相談対応に当たっては、当事者を取り巻く関係者間で情報を共有しながら丁寧な対応をする必要があるほか、年代によりその原因は様々であることから、多様な予防策が求められている。
- ・児童虐待件数が増加傾向にある中、親が発達障害や依存症を抱えているなど、複雑なケースも顕在化してきており、多職種が早い段階でかかわり、早期改善を目指す取組の重要性が高まっている。
- ・ひきこもりの人やその家族は、必ずしも関係機関へ気軽に相談を行えるような状況にはないことから、支援が必要な人を適切に把握する体制の構築が必要である。
- ・認知症高齢者や一人暮らし世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、制度が専門的である上に、一般的には馴染みが薄いことから、制度を誤解して捉えられているケースも見受けられる。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 総合的な自殺予防対策の推進について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 関係機関と連携しつつ、年齢や世代に応じた効果的な自殺予防対策を講じること。② 相談者の立場に立った切れ目のないLINE相談事業とすること。 |
|--|

【具体的な方策】

(①に対応する具体的な方策)

- ・自殺予防対策においては、行政機関や民生委員はもとより、医療機関と連携した自殺未遂者への支援や、労働局と連携したメンタルヘルス対策など、幅広い関係機関との連携を図るような体制づくりを進めることが重要である。
- ・高齢者や働き盛り世代、若年層など、年齢により自殺の主な原因は異なる場合が多いことから、SNSを活用した動画による啓発等も含め、年齢に応じた幅広い予防策を講じる必要がある。

(②に対応する具体的な方策)

- ・LINEによる自殺相談事業は、とりわけ若い世代の人にとって身近なツールであり有効であるものの、一度相談を引き受けた後は継続的な対応が重要となるため、相談者の立場に立った切れ目のない事業とする必要がある。

(2) 児童虐待防止対策と里親委託の推進について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童虐待に関する多職種間連携の促進を図ること。 |
|---|

【具体的な方策】

- ・個人情報保護の観点から、多職種間の連携が難しいという課題があるものの、

要保護児童対策地域協議会の場を有効に活用し、適切な情報交換が可能となる体制づくりを進めることが重要である。

- ・ 本県では、令和5年度に、子ども・女性・障害者に関することや、こころの健康に係る相談・支援機能を一体化した新施設が設置されることとなっているが、同施設においては、各部門が高い専門性を維持しながら、分野を超えた複雑なケースにも柔軟に対応できるような体制づくりを目指す必要がある。

(3) ひきこもり状態にある人を支える体制づくりについて

- ① 支援が必要な人を適切かつ確実に支援へ結びつけられるような体制づくりを進めること。
- ② ひきこもりに関する支援の好事例を広く周知すること。

【具体的な方策】

(①)に対応する具体的な方策)

- ・ 支援を必要とする人が確実に支援を受けられるようにするためには、ひきこもりに関する地域住民の理解を深めるための普及啓発の促進や、当事者に必要な情報を確実に届けるための方策の検討のほか、地域の支援機関が効果的な家庭訪問を行えるよう、相談対応技術の向上等に資する人材育成に係る支援策について検討することが重要である。

(②)に対応する具体的な方策)

- ・ 県内には、ひきこもりの経験者であり、当事者の気持ちを深く理解することができるピアサポーターによる支援や、当事者に寄り添いインターネットを有効に活用するなどの先進的な取組を行っている民間団体があることから、こうした取組が各地域で広く展開されるよう、連絡協議会や研修会の場で積極的に情報共有を行う必要がある。

(4) 多様な困難を抱える人への支援について

- ① 成年後見制度に対する正しい理解と、制度の利用促進がなされるよう、市町村への支援の充実を図ること。

【具体的な方策】

- ・ 成年後見制度に対する理解の醸成や利用促進のためには、広報や相談、後見人候補の調整などを担う「中核機関」の整備が重要であることから、その設置に向けて、地域の実情に応じた市町村への支援を行う必要がある。